

農林水産省

《農林水産省》

表 15-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定） 平成23年9月1日一部変更 平成24年4月19日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成22年度から26年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業 (2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題 (2) また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 終了時の評価 以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とする。 (1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題 (2) 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題 (3) 研究制度 ○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。 ○ 大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。 ○ 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。 ○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。 ○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、評価改善課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。
実施計画の名称	平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 24 年 4 月 19 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：16 政策分野 2 成果重視事業 ○ 事業評価：公共事業（64 地区及び 66 事業） 2 研究課題 8 政策（租税特別措置等） ○ 総合評価：1 課題
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに区分されるもの）	○ 未了：公共事業（15 地区及び 5 事業）
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 15-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数						
事前評価	事業評価方式：18公共事業（108事業実施地区） <24年度新規地区採択要求事業：7地区> [表15-3-ア] <25年度事業着手要求事業：101地区> [表15-3-イ～カ]	事業着手又は新規地区採択は妥当	108	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行う	108					
				<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 22件)						
				事業評価方式：7研究開発課題 [表15-3-キ]	新規実施は妥当	7	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	7		
							<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 7件)			
				事業評価方式：1研究制度 [表15-3-ク]	新規実施は妥当	1	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	1		
<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 1件)										
事業評価方式：1件（規制） [表15-3-ケ]	規制の新設・改正は妥当	1	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	1						
事業評価方式：14件（租税特別措置等） [表15-3-コ]	税制改正要望を行うことは妥当	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	14						
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：16政策分野 [表15-3-サ]	計画変更の上、継続が妥当	16	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成25年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】	16				
					政策の重点化等		16			
					政策の一部の廃止、休止又は中止		5			
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 16件)					
					実績評価方式：2成果重視事業 [表15-3-シ]		目標の達成に向けて順調に進捗等	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	1
									今後、成果の検証を実施等	
					事業評価方式（期中）：9公共事業（49事業実施地区） [表15-3-ス～タ]		継続が妥当	34	1 評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	34
									2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】	
					事業評価方式（期中）：9公共事業（49事業実施地区） [表15-3-ス～タ]		計画変更の上、継続が妥当	15		
事業評価方式（完了後）：35公共事業（179事業実施地区） [表15-3-チ～ト]	実施は妥当	179	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	179						
事業評価方式：5研究開発課題 [表15-3-ナ]	予想以上の成果をあげた	5	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の	5						

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
	事業評価方式：22租税特別措置等 〔表15-3-ニ〕	継続が妥当	22 普及・実用化を推進する 評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式（期中）： 6公共事業（103事業実施地区） 〔表15-3-ス～タ〕	継続が妥当	93 1 評価結果を踏まえ、引き続き実施する 【引き続き推進】
		計画変更の上、継続が妥当	7 2 評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】
		計画変更の上、年度内に完了が妥当	1 3 評価結果を踏まえ、中止する 【廃止、休止、中止】
		中止が妥当	2 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 9件)
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	事業評価方式：1研究制度 〔表15-3-ヌ〕	概ね目的を達成した	1 評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する

- (注) 1 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」では、1政策について総合評価方式により評価することとしていたが、評価に遅れが生じているため平成25年度に評価を実施する。
- 3 「平成23年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、研究開発課題3課題について平成23年度に事後評価を実施したが、評価書の公表が平成24年4月となったため、平成24年度評価実施件数に含めて記載している。
- また、「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」で、研究開発課題2課題を事後評価対象課題として定めており、平成24年度評価実施件数に含めて記載している。
- 4 事後評価のうち、その他の政策とした研究制度1制度については、予定より事業終了年度が早まったことにより、法第7条第2項第3号に該当するものとして、平成24年度に評価を実施した。

表 15-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度に新規地区採択を要求している以下の 3 事業 (7 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 2 月 26 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ア 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (5 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (1 地区)
3	農村地域防災減災事業 (補助) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(1) 参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (15 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日及び 25 年 1 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (11 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (3 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(2) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に新規地区採択を要求している以下の 4 事業 (43 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農業競争力強化基盤整備事業 (補助) (24 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業 (補助) (8 地区)
3	震災対策農業水利施設整備事業 (補助) (4 地区)
4	農村地域防災減災事業 (補助) (7 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(3) 参照。

(4) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に事業着手及び新規地区採択を要求している以下の 5 事業 (28 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日、平成 25 年 3 月

29日及び5月15日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の事前評価）」として公表。

表 15-3-エ 事業着手及び新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業（直轄）（3地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（2地区）
3	民有林補助治山事業（補助）（2地区）
4	森林環境保全整備事業（直轄）（18地区）
5	水源林造成事業（独法）（3地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(4)参照。

- （5）事業評価方式を用いて、平成25年度に事業着手を要求している以下の1事業（4地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成24年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-オ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（4地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(5)参照。

- （6）事業評価方式を用いて、平成25年度に新規地区採択を要求している以下の5事業（11地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成25年5月15日に「平成24年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-カ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	水産流通基盤整備事業（補助）（5地区）
2	漁港施設機能強化事業（補助）（1地区）
3	水産環境整備事業（補助）（1地区）
4	水産生産基盤整備事業（補助）（3地区）
5	海岸保全施設整備事業（補助）（1地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(6)参照。

- （7）事業評価方式を用いて、平成25年度において新規実施等を予定している総事業費10億円以上のプロジェクト研究開発課題7課題を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表 15-3-キ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト
2	国産農産物の革新的低コスト実現プロジェクト
3	水産業再生プロジェクト
4	再生可能エネルギープロジェクト

5	気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト
6	食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト
7	ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(7)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、平成25年度において新規実施を予定している総事業費10億円以上の1つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「研究開発の事業評価書（事前評価）」として公表。

表15-3-ク 新規実施を予定している研究制度を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(8)参照。

- (9) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月1日に「規制の事前評価書」として公表。

表15-3-ケ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に基づく特定増殖事業を行う場合の手続の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(9)参照。

- (10) 租税特別措置等に係る以下の14政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表15-3-コ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定農産加工品生産設備等の特別償却（米穀の新用途への利用の促進に関する法律）
2	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例
3	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）
4	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
5	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長
6	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
7	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（奄美群島）
8	技術研究組合の所得計算の特例
9	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
10	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
12	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
13	商業・サービス中小企業活性化税制
14	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(10)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 20 政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野について評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度実施政策の評価書」として公表。

表 15-3-3 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
8	農業・農村における 6 次産業化の推進	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
14	水産資源の回復	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
15	漁業経営の安定	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	計画変更の上、継続が妥当	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(11) 参照。

(2) 実績評価方式を用いて、「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の 2 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「平成 23 年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 15-3-シ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業	今後、成果の検証を実施等	—
2	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	目標の達成に向けて順調に進捗等	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(12) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から 5 年を経過した以下の 1 事業（7 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「公共事業の事業評価 [期中の評価]（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表 15-3-ス 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（7 地区）	継続が妥当（6 地区） 計画変更の上、継続が妥当（1 地区）	引き続き推進（6 地区） 改善・見直し（1 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(13) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 2 事業（9 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表。

表 15-3-セ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業（補助）（6 地区）	継続が妥当（6 地区）	引き続き推進（6 地区）
2	農地保全事業（補助）（3 地区）	継続が妥当（3 地区）	引き続き推進（3 地区）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(14) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した事業又は事業計画の変更を行うこととしたため、期中の評価を実施することとした以下の 5 事業（37 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日及び 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の期中の評価）」として公表。

表 15-3-ソ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業（直轄）（1地区）	継続が妥当（1地区）	引き続き推進（1地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（2地区）	継続が妥当（1地区） 計画変更の上、 継続が妥当（1地区）	引き続き推進（1地区） 改善・見直し（1地区）
3	直轄地すべり防止事業（直轄）（2地区）	計画変更の上、 継続が妥当（2地区）	改善・見直し（2地区）
4	水源林造成事業（独立行政法人事業）（27地区）	継続が妥当（18地区） 計画変更の上、 継続が妥当（9地区）	引き続き推進（18地区） 改善・見直し（9地区）
5	民有林補助治山事業（補助）（5地区）	継続が妥当（3地区） 計画変更の上、 継続が妥当（2地区）	引き続き推進（3地区） 改善・見直し（2地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(15)参照。

（6）事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業及び漁業情勢の変化等により見直しが生じた以下の4事業（99地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年5月15日に「平成24年度水産関係公共事業の期中評価書」として公表。

表 15-3-タ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業（直轄）（7地区）	継続が妥当（1地区） 計画変更の上、 継続が妥当（6地区）	引き続き推進（1地区） 改善・見直し（6地区）
2	水産流通基盤整備事業（補助）（43地区）	継続が妥当（40地区） 計画変更の上、 継続が妥当（1地区） 計画変更の上、 24年度で完了が妥当（1地区） 中止が妥当（1地区）	引き続き推進（40地区） 改善・見直し（2地区） 中止（1地区）
3	水産環境整備事業（補助）（1地区）	継続が妥当（1地区）	引き続き推進（1地区）
4	水産生産基盤整備事業（補助）（48地区）	継続が妥当（47地区） 中止が妥当（1地区）	引き続き推進（47地区） 中止（1地区）

	地区)	
--	-----	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(16)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の8事業(17地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表15-3-チ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(直轄)(6地区)
2	畑地帯総合土地改良パイロット事業(直轄)(2地区)
3	国営農用地再編整備事業(直轄)(2地区)
4	国営総合農地防災事業(直轄)(1地区)
5	直轄地すべり対策事業(直轄)(3地区)
6	直轄海岸保全施設整備事業(直轄)(1地区)
7	農用地総合整備事業(独立行政法人事業)(1地区)
8	水資源機構かんがい排水事業(独立行政法人事業)(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(17)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の14事業(86地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成25年5月15日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表。

表15-3-ツ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助)(5地区)
2	経営体育成基盤整備事業(補助)(19地区)
3	畑地帯総合整備事業(補助)(11地区)
4	農道整備事業(補助)(9地区)
5	農業集落排水事業(補助)(11地区)
6	農村総合整備事業(補助)(2地区)
7	農村振興総合整備事業(補助)(5地区)
8	中山間地域総合整備事業(補助)(10地区)
9	農地防災事業(補助)(2地区)
10	農地保全事業(補助)(1地区)
11	農村環境保全対策事業(補助)(1地区)
12	海岸環境整備事業(農地)(補助)(2地区)
13	草地畜産基盤整備事業(補助)(4地区)
14	畜産環境総合整備事業(補助)(4地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表15-4-(18)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した以下の7事業(43地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年5月15日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の完了後の評価)」として公表。

表 15-3-テ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業（直轄）（2地区）
2	民有林直轄治山事業（直轄）（4地区）
3	森林環境保全整備事業（直轄）（3地区）
4	緑資源幹線林道事業（独立行政法人事業）（1地区）
5	民有林補助治山事業（補助）（11地区）
6	森林環境保全整備事業（補助）（6地区）
7	森林居住環境整備事業（補助）（16地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(19)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 5 事業（33 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書（水産関係公共事業の完了後の評価）」として公表。

表 15-3-ト 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	地域水産物供給基盤整備事業（補助）（9地区）
2	広域水産物供給基盤整備事業（補助）（5地区）
3	海岸保全施設整備事業（補助）（5地区）
4	海岸環境整備事業（補助）（4地区）
5	漁村総合整備事業（補助）（10地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(20)参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末及び平成 25 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 5 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 4 月 6 日及び平成 25 年 3 月 29 日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表 15-3-ナ 研究課題を対象として事後評価した政策（終了時）

No.	評価対象政策
1	鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発
2	生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発
3	新農業展開ゲノムプロジェクト
4	農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発
5	生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html）の表15-4-(21)参照。

- (12) 「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の 22 政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成 24 年 9 月 7 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 15-3-2 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
2	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
4	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	継続が妥当	引き続き推進
5	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
6	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
7	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
8	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
9	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
10	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（林地保有の合理化）	継続が妥当	引き続き推進
12	転廃業助成金等に係る課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
13	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
14	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
15	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
16	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
17	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
18	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
19	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
20	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
21	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
22	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(22) 参照。

- (13) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上の 1 つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「研究制度の事業評価書」として公表。

表 15-3-3 研究制度を対象として事後評価した政策（終了時）

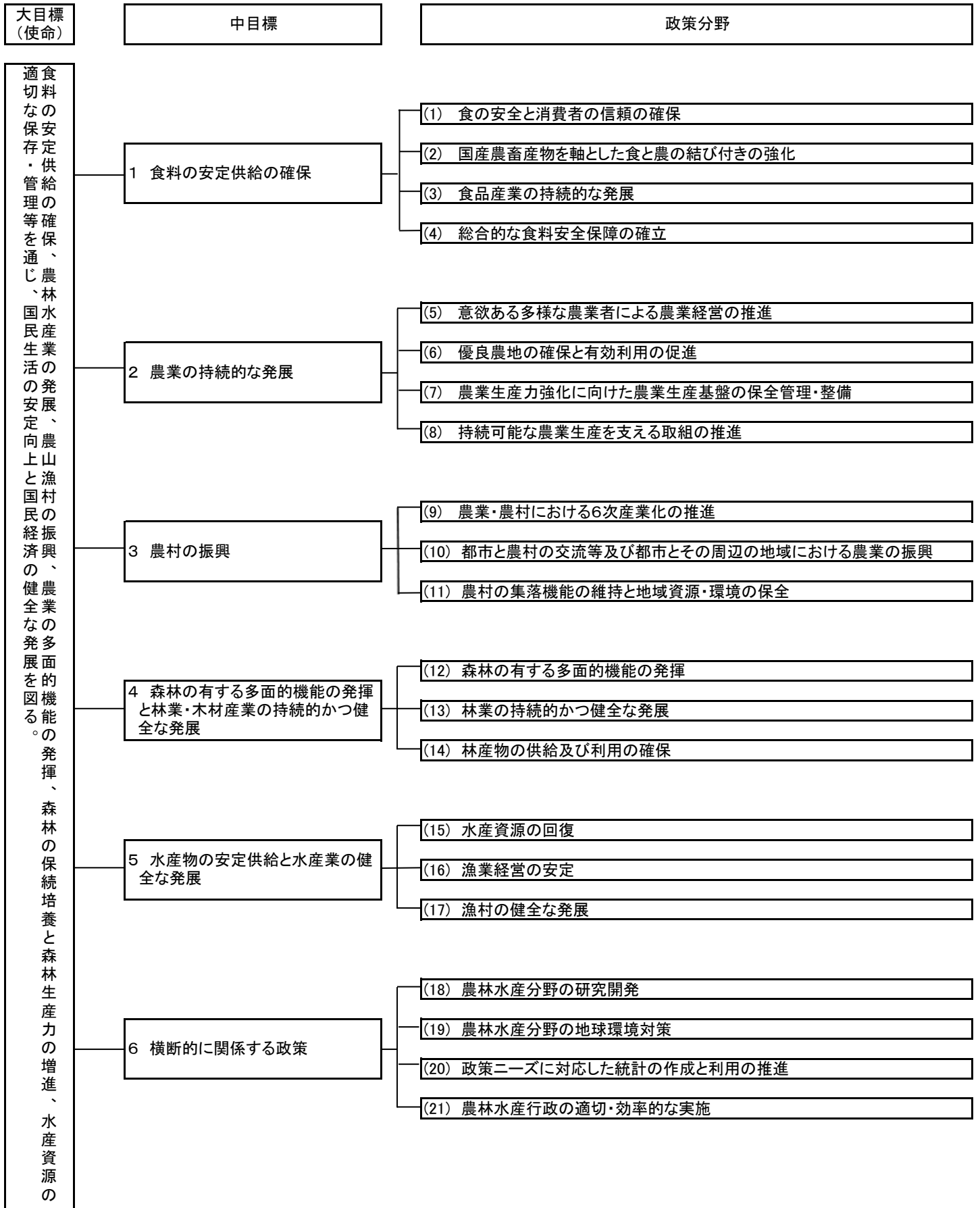
No.	評価対象政策
1	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(23) 参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/24seisaku_yosan.pdf)参照